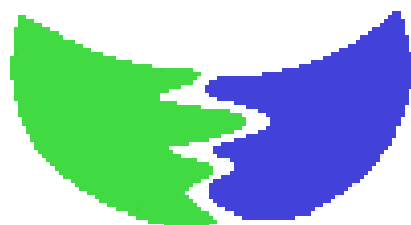


# 標茶町働き方改革行動計画

～できることから始めよう～



## SHIBETCHA

平成31年4月

(令和元年9月改定)

(令和2年9月改定)

(令和6年5月改定)

### 標茶町教育委員会



ハッピーくろべえ & ミルクックさん

## <はじめに>

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であるといえます。このような激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身につけていく必要があります。そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、自ら探求心をもって新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。

一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。

標茶町教育委員会では、「学校における働き方改革『北海道アクションプラン』」に基づき、平成31年4月に「標茶町働き方改革行動計画」～できることからはじめよう～を策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組や学校におけるICT環境の整備、部活動指導にかかわる負担の軽減等を進めてきました。こうした取組の成果は見られるものの、これまでの取組が必ずしも教員一人一人の意識や働き方の変容に結びついておらず、教員の負担軽減が可能な業務の見直し・簡素化が十分に進んでいないといった課題もあります。

そのため、これまでの取組を継承しつつ、今後、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、継続的かつ計画的に、実行性のある取組を進めてまいります。

### 1 標茶町働き方改革行動計画の性格

○ 本計画は、国指針第4の(1)に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号(以下「給特条例」という。))第8条及び、標茶町立学校管理規則第11条の2に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

○ 本計画は、町内のすべての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定

し、学校の取組を促すものです。

- 本計画については、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しをおこないます。

## 2 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、さらには家庭、地域等を含めたすべての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

## 3 教育委員会の役割

- 教育委員会は、「北海道アクション・プラン（第3期）」を踏まえ、標茶町立学校における働き方改革を進めるための計画等や、所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めます。
- 教育委員会は、標茶町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を行うための支援をおこないます。
- 教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努めます。

## 4 学校の役割

- 校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日ごろから教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めるものとしします。

## 5 行動計画の期間

- 令和6年度から令和8年度の3年間とします。
- ◎ 「北海道アクション・プラン（第3期）」の目標

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)

◎目指す姿

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

◎重視する視点

「改革を『自分事』に」

- ・ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長

「『自走』するチーム」

- ・未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築

「地域との『協働』」

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

◎重点的に実施する取組

- ①ICTの活用による校務効率化の推進
- ②保護者・地域等との連携協働
- ③部活動休養日等の完全実施
- ④教頭の業務縮減
- ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥メンタルヘルス対策の推進等

◎ 標茶町における具体的な取組

Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICT の活用による校務効率化の推進

《教育委員会》

- ・ 道教委の取組を参考に、公務の効率化を図るとともに、GIGA スクール構想や学校DXを推進する。
- ・ 統合型校務支援システムの導入を検討するとともに、職員の異動により校務のICT環境の変化による業務負担が生じないように努める。

《学校》

- ・ 会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、学校と保護者間の連絡手段を原則としたデジタル化など校務処理の負担軽減を進める。

(2) 保護者・地域等との連携協働

《教育委員会》

- ・ 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう情報提供を行う。
- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、「コミュニティ・スクール」の推進を図る。

《学校》

- ・ 学校の取組などについて幅広く保護者や地域に対して情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。
- ・ 学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、信頼関係を構築し、適切な役割分担を進める。

[参考]「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」より

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
------------------	--------------------------	--------------------

<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番・地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>
---	--	--

〔事例〕

- ・地域の企業が探究学習におけるコーディネーター役として運営に参画し、地域人材との調整を担当
- ・保護者や地域住民が図書ボランティアとして図書室の整理や読書活動を実施
- ・学校運営協議会において地域人材マップを作成し、スキー学習、水泳学習、キャリア教育等の講師などを確保
- ・コーディネーターが学校からの要望を取りまとめ、ボランティアとのマッチング、連携・調整を担当
- ・保護者や地域人材にボランティア登録してもらい、学校行事の準備、図工や体育の授業準備など、学校が必要とする協力を依頼

**（３）専門スタッフ等の配置促進**

《教育委員会》

- ・スクールカウンセラーや特別支援教育支援員等の支援スタッフの配置を進める。

**（４）学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減**

《教育委員会》

- ・「学習教材費サポート事業」の活用

保護者の経済的負担の軽減が目的



学校での金銭の授受がされないことにより、教員の金銭に関わる事務の負担軽減を図ることができる。

児童生徒が現金を持って登校する機会が減ることで、学校における金銭事故の防止につながる。

## Action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

### (1) 部活動休養日等の完全実施

《教育委員会》

- ・「北海道の部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

○方針（概要）

#### ①部活動休養日の実施

- ・学期中は週当たり2日以上休養日を設定する（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

#### ②部活動の活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

《学校》

- ・方針を踏まえ、校長は各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

《教育委員会》

- ・方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、必要に応じて学校に部活動指導員を配置し、その効果的な活用を促す。
- ・教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

#### 《学校》

- ・学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とする。
- ・特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。
- ・部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。

### （３）大会等に係る負担の軽減

#### 《教育委員会》

- ・学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体に要請する。

#### 《学校》

- ・部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

### （４）部活動の地域移行

#### 《教育委員会》

- ・「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により、公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することを基本とし、令和7年度（2025年度）までに、取組を重点的に行い、地域の実情等に依りて可能な限り早期の実現を目指す。
- ・「標茶町部活動地域移行検討委員会」を開催し、部活動の地域移行化に向けた取組を推進する。
- ・地域クラブの準備組織を立ち上げるとともに先進地域の情報収集を行う。

#### 《学校》

- ・生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して。道教委及び町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善



## (1) 教頭の業務縮減

### 《教育委員会》

- 学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務になっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 学校への調査について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め、調査業務の見直しや簡素化などの取組を不断に進める。
- ② 学校に関する業務について、校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討する。

- 教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進める。

### 《学校》

- 校長は、組織的な学校運営を行うにあたり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。
- 管理職員と一般職員との日ごろからの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

#### 参考事例

- 定例の管理職員の打合せや職員会議前の打合せを廃止。
- 学年主任、教務部長等のミドルリーダーが機能する学校組織体制を整備し、組織的な経営参画を図る。
- 受信メール等の印刷やデータ処理、職員の休暇処理、電子キーの管理など、事務職員との役割分担の見直し。

- 管内で文書のデータを保存するルールを統一化し、異動後においても教頭間の引継ぎや検索を容易とする。
- 管内で横の連携をつくり、お互いの働き方について情報共有や改善につなげる。

## (2) 学校行事の精選・重点化

### 《教育委員会》

- 学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行う。

#### 《学校》

- それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図る。
- 学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図る。
- カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。
- 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進める。

### (3) 適切な教育課程の編成・実施

#### 《教育委員会》

- 標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

#### 《学校》

- 各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。
- 授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

### (4) 適正な勤務時間の管理等

#### 《教育委員会》

- 各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- 各学校に対し、やむを得ず「超勤 4 項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤

務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。

- 学校の実情を踏まえ、教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の活用を検討する。

#### 《学校》

- 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

### (5) 「チーム学校」としての取組の推進

#### 《学校》

- 「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図る。
- 明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるにあたり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取りかけられる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- 校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置づけた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。

### (6) 若手教員への支援

#### 《学校》

- 若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日ごろの様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりは場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

## (7) 学校の組織運営に関する見直し

### 《教育委員会》

- ・学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

### 《学校》

- ・設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る。

## Action 4 意識の変容を促す取組

## (1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

### 《教育委員会》

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。
- ・学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導する。

### 《学校》

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定にあたっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。
- ・校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方を進める。
- ・管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。

## (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

### 《学校》

- ・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進める。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①月2回以上の定時退勤日の実施</li><li>②年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施</li><li>③15日以上の年次有給休暇の取得促進</li></ul> |
|---|

- ・保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定したりするなど、定時退勤の徹底を図る。
- ・管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

## (3) 働き方改革に関する研修の実施

### 《教育委員会》

- ・町などの地区単位で実施する研修等の機会に働き方改革に関する研修を計画する。

### 《学校》

- ・業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画する。

## (4) これまでの取組の着実な推進

### ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

#### 《町教委・学校》

- ・心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

## イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

### 《町教委・学校》

- ・「出退勤管理システム」を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録する。  
なお、校外において職務に従事している時間については、出張復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。また、町教委は教育職員の在校等時間等を適宜、公表する。
- ・校長会議等において、各学校の勤務状況のデータを共有することにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促す。

### 《学校》

- ・校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行う。

## Action 5 学校サポート体制の充実

### (1) メンタルヘルス対策の推進等

#### 《教育委員会》

- ・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。

#### 《学校》

- ・校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき、衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は産業医等に報告する。
- ・校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施する。
- ・校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルスに対策に取り組む。

### (2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

#### 《教育委員会》

- ・学校のみでは解決が難しい課題への対応のため、学校運営を支援する体制を整備する。

- ・学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

### **(3) 調査業務等の見直し**

#### 《教育委員会》

- ・各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を引き続き行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、さらなる見直し、簡素化を進める。
- ・調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することがないように配慮する。
- ・国や各種団体等から発出される文書を精査し、学校で共有する必要がないものは学校に送付しないなど、文書関連業務の縮減を図る。
- ・各種通達や通知などの情報を一元管理し、学校が必要な情報を閲覧できるよう、学校からアクセス可能なクラウド上の共有サービスの活用などを検討する。

### **(4) 研修・会議の精選・見直し**

#### 《教育委員会》

- ・教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については国の通知等を踏まえながら精選を検討する。
- ・情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底する。

### **(5) 学校が作成する計画等の見直し**

#### 《教育委員会》

- ・各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上・カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。
- ・各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- ・学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメ

ント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

## （６）教諭等および事務職員の標準職務の明確化等

### 《教育委員会》

- ・事務職員の主体的な学校運営への参画、学校事務の一層の効率化や充実が図られるよう、地域や学校の実情に応じて共同学校事務室の設置並びに運営に向けて取り組む。（標茶町立小・中学校共同学校事務室の設置等）